

※詳しくは圖に問い合わせください。

**平成 30 年度
後期高齢者医療保険料の通知書を送ります**

圖健康生活課高齢者医療係
☎ 63-1420

4 月中旬までに仮徴収の対象者に通知書を送ります

【仮徴収とは】

平成 30 年度の保険料が決定する前に、前年度の保険料額をもとに仮計算した保険料を 4・6・8 月の 3 回徴収します。

保険料の確定は 7 月に行いますが、確定後の本徴収だけで納めていただくと、1 回あたりの徴収額が大きくなるため、仮徴収と本徴収の年 6 回で年金から差し引きします。

【平成 30 年度の保険料率（平成 29 年度と同じ）】

均等割額：47,900 円 所得割率：9.26%

※保険料の上限額は年額 57 万円から **62 万円**に変更となります。

【所得の低い人や被用者保険の被扶養者だった人への保険料軽減は平成 30 年度も継続しますが、下記の変更点もあります】

※均等割額軽減（2 割か 5 割）の対象者が拡大されます。

※所得割軽減額のうち、（2 割軽減）が無くなります。

※被用者保険加入者に扶養されていた人の均等割軽減額が（5 割）となります。（所得割額はかかりません）

仮徴収の対象者

平成 29 年度に特別徴収（年金天引き）で納めていた人は、ことし 2 月の徴収額と同額を 4・6・8 月の年金から徴収。

仮徴収の保険料の額

平成 29 年度の途中で後期高齢者医療に加入し、納付書か口座振替で納めていた人は、4 月から特別徴収になる場合があります。平成 29 年度の保険料額をもとに仮算定します。

申告が必要ではありませんか

収入がない、障害年金や遺族年金だけを受給しているなどの場合も、本人や同じ世帯の人は申告が必要です。申告をしないと、低所得世帯でも保険料が軽減されなかったり、食事代の減額や高額療養費の限度額で本来の区分適用を受けられなかったりします。

医療療養病床とは

急性期（病気などが発症し始め、急激に健康が損なわれる時期）を脱し長期の療養を必要とする人のための病床のこと。

医療の必要性の高い人とは

人工呼吸器を要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な人、回復期リハビリテーション病棟に入院している人など。

保険料の確定額の通知は 7 月に送ります

【保険料の納期】 平成 29 年中の所得（収入）と平成 30 年 4 月 1 日時点の世帯状況で算定します。

特別徴収（年金天引き）の場合

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
仮徴収（原則前年度 2 月と同額）									本徴収（保険料確定後の調整額）								

普通徴収（納付書か口座振替）の場合

徴収なし	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

【特別徴収から口座振替への変更】

申し出ると特別徴収をやめて口座振替に変更できます。ただし、審査の結果、口座振替への変更が認められない場合もあります。

Pick Up 4 月から、後期高齢者医療の入院時食事療養費と入院時生活療養費が変わります

【平成 30 年度の変更点】

①一般病床などに入院している人のうち住民税課税世帯の入院時の食費

1 食につき 360 円⇒ 460 円に変更。

②医療療養病床に入院している人のうち「医療の必要性の高い人」

1. 入院時の居住費が、1 日につき 200 円⇒ 370 円に変更。

2. 食費は 1 食につき 360 円⇒ 460 円に変更。

※保険医療機関の施設基準などで、1 食につき 420 円の場合もあります。

春季 犬の登録と狂犬病集合予防注射を行います

圖環境保全課環境業務係
☎ 63-1370

狂 犬病はヒトにも感染する致死率 100% の恐ろしい病気であり、毎年予防注射を受けることが義務付けられています。狂犬病予防注射済票交付申請書（はがき）が届いている人は、愛犬健康問診票を記入し、注射会場へお越しください。

●対象

生後 91 日以上の犬

●料金

①登録料 3 千円（犬の生涯で 1 回）

②注射（年 1 回）だけの場合は注射料と注射済み票で 3,100 円

※登録する人は登録料と注射で 6,100 円。

※つり銭が要らないようにお願いします。

●今回予防注射を受けられない場合

動物病院で受けられます。なお、秋（10 月ころ）にも集合予防注射を実施します。

●登録変更

犬が死亡したときや住所が変わったときは環境保全課に届けてください。

●迷子犬・猫の譲渡対象犬の情報提供

県動物愛護管理のホームページをご覧ください。犬や猫を捨てることは、法律で罰せられる犯罪です。絶対に行わないでください。



●実施日・会場

期日	場所	時間
4 月 18 日 (水)	保健センター駐車場	9:00 ~ 10:00
	今寺公民館	10:30 ~ 11:30
	桜山中央集会所	13:30 ~ 15:00
4 月 19 日 (木)	元 JA たまな平井支所	9:00 ~ 10:00
	唐池公民館	10:20 ~ 10:50
	倉懸公民館 (旧万田保育園横)	11:10 ~ 11:30
4 月 20 日 (金)	新生公民館	13:30 ~ 15:00
	猫宮公民館	9:00 ~ 10:00
	牛水中公民館	10:30 ~ 11:30
4 月 21 日 (土)	小野公民館	13:30 ~ 15:00
	四ツ山公民館	9:00 ~ 10:00
	万田東公民館	10:30 ~ 11:30
4 月 22 日 (日)	市役所西側駐車場	13:00 ~ 15:00
	市民プール駐車場	9:30 ~ 11:30
4 月 23 日 (月)	府本公民館	9:00 ~ 10:00
	金山公民館	10:30 ~ 11:30
	野原公民館	13:30 ~ 15:00

※ 4 月 19 日(木)は深瀬倉掛公民館ではありません。

**平成 30 年度
固定資産税に関する帳簿の閲覧・縦覧ができます**

圖税務課資産税係
☎ 63-1346

【固定資産課税台帳の閲覧】

●**閲覧できる内容** 固定資産課税台帳のうち自分の資産について記載されている部分

●**閲覧できる人**

①固定資産税の納税義務者

②土地や家屋について、賃借権その他の使用や収益を目的とする権利を持っている人

③固定資産税の処分をする権利を持つ人

※②③はその権利の目的である土地や家屋だけが閲覧の対象です。そのため、権利を持っていることを確認できる書面が必要です。

●**閲覧期限** 平成 31 年 3 月 29 日(金)

※土・日・祝日除く。

●**手数料** 300 円 / 件

※ 5 月 31 日(木)までは無料。

【土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

●**縦覧できる内容**

土地価格等縦覧帳簿

…所在、地番、地目、地積、価格（評価額）

家屋価格等縦覧帳簿

…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格（評価額）

●**縦覧できる人**

市内にある土地や家屋の固定資産税の納税者

※土地価格等縦覧帳簿は土地の固定資産税の納税者、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の固定資産税の納税者がそれぞれ見られます。

●**縦覧期限** 5 月 31 日(木)

※土・日・祝日除く。

●**手数料** 無料

固定資産課税台帳の閲覧、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 共通事項

●**閲覧場所** 税務課資産税係 ●**必要なもの** 運転免許証など本人確認ができるもの

※代理人が申請する場合は委任状が必要です。